

処遇改善加算についての情報公開

当法人では、介護職員処遇改善加算のほか、介護職員等特定処遇改善加算を取得しています。

「特定処遇改善加算」の取得要件は、下記要件を満たしている必要があります。

①現行加算要件

現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。

②職場環境等要件

「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」および「その他」の区分ごとに1つ以上の取組を行うこと。

③見える化要件

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を外部から見える形で公表すること。

なお、当法人の職場環境等要件への取組は次のとおりです。

職場環境等要件(改善)への取組

社会福祉法人秋田聖徳会

[資質の向上]
働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
○具体的な取組 資格試験のための受講料及び旅費の支援(費用の助成)や勤務の調整
[労働環境・処遇の改善]
I C T活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化
○具体的な取組 パソコン・タブレット及び介護ソフト導入により、記録等の事務負担軽減や、情報の共有化による事務の効率化
[その他]
非正規職員から正規職員への転換
○具体的な取組 非正規職員から正規職員への登用試験の実施及び登用